総　会　議　事　録

１．開催日時　　令和３年６月１０日（木）　午前９時３０分

２．開催場所　　瀬戸内市役所　２階　大会議室

３．農業委員　　１１名中９名出席し、その氏名は次のとおり

太　田　　修　　尾　上　昭　則　　出　射　　實　　宮　本　英　美
由 喜 門　　尊　　藤　原　由　果　　小　林　桂　治　　藤　原　和　正
大　森　茂　利

欠席委員
石　黒　五　月　　久　山　英　之

４．議事に参与した者
事務局長　服部　博昭
事 務 局　青木　潔
事 務 局　坂本　隆也

５．議事内容
第１号議案　農地法第３条許可申請について
第２号議案　農地法第４条許可申請について
第３号議案　農地法第５条許可申請について
第４号議案　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
（利用権設定）

そ　の　他

事 務 局 長　開会を宣言する（午前９時３０分）
定刻となりましたので、これより令和３年度瀬戸内市農業委員会、第３回の総会を始めさせていただきます。それでは開会にあたりまして、藤原会長よりごあいさつを申し上げます。

議長（会長）　おはようございます。コロナウイルスの影響も少しずつ終息に向かっているようですが、まだまだ注意が必要です。皆様もお体には十分に気をつけてお過ごしください。それでは、本日も複数案件がございますので、皆様の適正な審査、ご意見のほどよろしくお願いします。

事 務 局 長　ありがとうございました。ただいまの農業委員の出席数は定数１１名のうち９名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第７条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、久山・石黒委員からは欠席の届出があったことを申し添えます。以降の議事の進行につきましては藤原会長よろしくお願いします。

議　　長　それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させて頂きます。本日の署名委員さんに太田委員、大森委員、よろしくお願いします。
早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、第１号議案、農地法第３条許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事　務　局　それでは、議案資料の１頁目をご覧ください。農地法第３条許可申請についてでございます。

【１番案件】
譲受人「岡山県岡山市中区土田１８２番地１０　農地所有適格法人AGRIブロードカントリー株式会社　代表取締役　國廣　かよ子」。譲渡人「牛窓町牛窓■■■■■■　■■　■■　■■■　■■」。農地の所在地は「牛窓町牛窓２２５８－１」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は４９２㎡。譲受人の農地までの距離は２ｋｍ。耕作面積は４５，５４０㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも６名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので１０ａあたり■■となっております。
第２項第１号について、譲受人の「AGRIブロードカントリー株式会社」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
第２項第２号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。
第２項第３号について、信託ではないので適用はありません。
第２項第４号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第２項第５号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。
第２項第６号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。
第２項第７号について、耕作放棄地活用による栽培を行うための所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の岡﨑委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。
以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
【２番案件】
譲受人「岡山市南区彦崎■■■■■■　■■　■■　■■■　■■■■■■」。譲渡人「牛窓町牛窓■■■■■■■　■■　■■　■■■■■」。農地の所在地は「牛窓町牛窓８１―１」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は２，１２９㎡。「牛窓町牛窓９１―１」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は８１１㎡。「牛窓町牛窓９５―１」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は４４７㎡。「牛窓町牛窓９７―１」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は４１２㎡。「牛窓町牛窓９８―１」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は２２０㎡。譲受人の農地までの距離は３０ｋｍ。耕作面積は５，０３２㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも１名。取得の理由は「新規就農」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので１０ａあたり■　■となっております。
第２項第１号について、譲受人の「■■　■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
第２項第２号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。
第２項第３号について、信託ではないので適用はありません。
第２項第４号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。
第２項第５号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。
第２項第６号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第２項第７号について、耕作放棄地について復旧し耕作を行うための所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の服部委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【３番案件】

譲受人「牛窓町牛窓■■■■■■　■■　■■　■■■　■■■■■■」。譲渡人「邑久町福元■■■■■■■■　■■　■■　■■■■■■■■」。農地の所在地は「牛窓町牛窓４７３０」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は１，１０１㎡。譲受人の農地までの距離は２００ｍ。耕作面積は１３，０４９㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも２名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので１０ａあたり■　■となっております。

第２項第１号について、譲受人の「■■　■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第２項第２号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第２項第３号について、信託ではないので適用はありません。

第２項第４号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第２項第５号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第２項第６号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第２項第７号について、譲受人の畑耕作希望による所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の服部委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【４番案件】

譲受人「牛窓町牛窓■■■■■■　■■　■■　■■■　■■■■■■」。譲渡人「牛窓町牛窓■■■■■■　■■　■■■　■■■　■■」。農地の所在地は「牛窓町牛窓４７６９―１」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は１，３０２㎡。譲受人の農地までの距離は

２００ｍ。耕作面積は１３，０４９㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも２名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので１０ａあたり■　■となっております。
第２項第１号について、譲受人の「■■　■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
第２項第２号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。
第２項第３号について、信託ではないので適用はありません。
第２項第４号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。
第２項第５号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。
第２項第６号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。
第２項第７号について、譲受人の畑耕作希望による所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の服部委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。
以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
【５番案件】
譲受人「牛窓町牛窓■■■■■■■■　■　■■　■■■　■■■■■■■」。譲渡人「牛窓町牛窓■■■■■■■　■■　■■　■■■■■■」。農地の所在地は「牛窓町牛窓５５１４―１」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は１，３４４㎡。譲受人の農地までの距離は４，５００ｍ。耕作面積は５，６１０㎡となっております。家族数は３名、耕作者数は２名。取得の理由は「新規就農」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので１０aあたり■　■となっております。
第２項第１号について、譲受人の「■　■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
第２項第２号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第２項第３号について、信託ではないので適用はありません。
第２項第４号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。
第２項第５号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。
第２項第６号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。
第２項第７号について、新規就農による耕作希望の所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の服部委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。
以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
【６番案件】
譲受人「邑久町山田庄■■■■■　■■　■■　■■■　■■■■■■」。譲渡人「牛窓町牛窓４９４８番地の１　岡山県馬鈴薯採種農業協同組合　代表清算人　山田　侃」。農地の所在地は「牛窓町鹿忍４８３－２」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は６６４㎡。譲受人の農地までの距離は２ｋｍ。耕作面積は２７，７２６㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも２名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので１０ａあたり■　■となっております。
第２項第１号について、譲受人の「■■　■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
第２項第２号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。
第２項第３号について、信託ではないので適用はありません。
第２項第４号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。
第２項第５号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。
第２項第６号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。
第２項第７号について、法人解散に伴う売却による所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確

保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の松本委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。
以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
【７番案件】
譲受人「岡山県岡山市北区天瀬南町■■■■■■　■■　■　■■■■■■■■■」。譲渡人「岡山県岡山市中区中島■■■■■■■　■■■　■■■　■■■」。農地の所在地は「牛窓町鹿忍５３４８－７」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は２２３㎡。譲受人の農地までの距離は５ｍ。耕作面積は８，６２４㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも２名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので１０ａあたり■　■となっております。
第２項第１号について、譲受人の「■■　■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
第２項第２号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。
第２項第３号について、信託ではないので適用はありません。
第２項第４号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。
第２項第５号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。
第２項第６号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。
第２項第７号について、譲渡人の耕作不可能地についての譲受人受け入れによる所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の松本委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。
以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
【８番案件】
譲受人「岡山県岡山市北区天瀬南町■■■■■■　■■　■　■■■■■■■■■」。譲渡人「大阪府茨木市奈良町■■■■■■■■　■■■　■■　■■■　■■」。農地の所在地は「牛窓町鹿忍５３５０－５」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は１６８㎡。譲受人の

農地までの距離は５ｍ。耕作面積は８，６２４㎡となっております。
家族数、耕作者数はいずれも２名。取得の理由は「贈与」によるもの。
譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので１０ａあたり■　■となっております。
第２項第１号について、譲受人の「■■　■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
第２項第２号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。
第２項第３号について、信託ではないので適用はありません。
第２項第４号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。
第２項第５号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。
第２項第６号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。
第２項第７号について、譲渡人の耕作不可能地についての譲受人受け入れによる所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。
なお、事務局と担当委員の射越委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。
【９番案件】
譲受人「邑久町福中■■■■■　■■　■　■■■　■■■」。譲渡人「東京都練馬区大泉学園町■■■■■■■■　■■　■　■■■■■」。農地の所在地は「邑久町福中９４－１」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は２３２㎡。「邑久町福中９４－２」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は１３６㎡。「邑久町福中５０３」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は１１３㎡。譲受人の農地までの距離は５００ｍ。耕作面積は２７，２７１㎡となっております。
家族数、耕作者数はいずれも４名。取得の理由は「贈与」によるもの。
譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので１０ａあたり■　■となっております。
第２項第１号について、譲受人の「■■　■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第２項第２号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。
第２項第３号について、信託ではないので適用はありません。
第２項第４号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。
第２項第５号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。
第２項第６号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。
第２項第７号について、譲渡人の耕作不可能地についての譲受人受け入れによる所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の射越委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。
以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
【１０番案件】
譲受人「邑久町福中■■■■■　■■　■■　■■■　■■■■■■■■」。譲渡人「東京都練馬区大泉学園町■■■■■■■■　■■　■■■■　■■」。農地の所在地は「邑久町福中４５２」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は２０１㎡。「邑久町福中４９５」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は１，１１４㎡。譲受人の農地までの距離は２００ｍ。耕作面積は１１，６６２㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも１名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので１０ａあたり■　■となっております。
第２項第１号について、譲受人の「■■　■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
第２項第２号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。
第２項第３号について、信託ではないので適用はありません。
第２項第４号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。
第２項第５号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第２項第６号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。
第２項第７号について、譲渡人の耕作不可能地についての譲受人受け入れによる所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の射越委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。
以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
【１１番案件】
譲受人「邑久町福中■■■■■■　■■　■■■　■■■　■■」。
譲渡人「東京都練馬区大泉学園町■■■■■■■■　■■　■　■■■　■■」。農地の所在地は「邑久町福中４９９―１」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は１，３４４㎡。譲受人の農地までの距離は２００ｍ。耕作面積は１１，６６２㎡となっております。家族数は５名、耕作者数は２名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので１０ａあたり■　■となっております。
第２項第１号について、譲受人の「■■　■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
第２項第２号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。
第２項第３号について、信託ではないので適用はありません。
第２項第４号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。
第２項第５号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。
第２項第６号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。
第２項第７号について、譲渡人の耕作不可能地についての譲受人受け入れによる所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の射越委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【１２番案件】

譲受人「邑久町下山田■■■■■■　■　■■　■■■　■■」。譲渡人「東京都中央区月島■■■■■■■■■■■■■■　■■　■■■■■　■■■」。農地の所在地は「邑久町本庄４１６２」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は５００㎡。「邑久町下山田４１８」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は１５８㎡。「邑久町下山田４２８―１」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は７５７㎡。「邑久町下山田５０８－１」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は１，４３６㎡。「邑久町下山田２，４８８」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は３，２５１㎡。譲受人の農地までの距離は１００ｍ。耕作面積は６，１０２㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも２名。取得の理由は「新規就農」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので１０ａあたり■　■となっております。

第２項第１号について、譲受人の「■　■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第２項第２号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第２項第３号について、信託ではないので適用はありません。

第２項第４号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第２項第５号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第２項第６号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第２項第７号について、新規就農による譲受人の耕作希望による所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の射越委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第１号議案の説明を終わります。

議　　長　はい、ありがとうございました。続きまして、本来であれば、担当委員さんのご意見を伺うところではありますが、規模縮小により、推進委員の出席を控えていただいておりますので、事務局より各担当委員から聞き取った内容を代読してもらいます。それでは、１番案件から順に説明をお願いします。

事　務　局　１番案件についてご説明します。長年耕作放棄地となっていた土地について譲受人よりレモンの栽培を行いたいと申し出があり協議した結果、話がまとまりました。特に問題はありません。周辺農地への問題もないと思われます。よろしくお願いします。

議　　長　はい、ありがとうございました。続きまして、２番案件について、お願いします。

事　務　局　２番案件についてご説明します。長年耕作放棄となっていた農地について譲受人がレモン栽培を行いたいため利用させてくれないかと相談したところ、話がまとまりました。特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

議　　長　はい、ありがとうございました。続きまして、３番～４番案件について、お願いします。

事　務　局　譲受人の■■■■より本件農地について畑として利用し、野菜を植えたいと所有者へ相談したところ、特に問題ないかと思われます。

議　　長　はい、ありがとうございました。続きまして、５番案件について、お願いします。

事　務　局　前島で就農を希望する■■■■から土地所有者へ相談したところ、話がまとまりました。耕作内容は小麦を中心に栽培を行う予定となっています。当該農地は現在、耕作放棄地であるため耕作放棄地の解消も見込まれます。特に問題ないかと思われます。

議　　長　はい、ありがとうございました。続きまして、６番案件について、お願いします。

事　務　局　馬鈴薯採取組農業協同組合が解散することにより、資産の売却をすることになったところ■■■■より取得し耕作をしたいと希望があったため話がまとまりました。特に問題ありません。

議　　長　はい、ありがとうございました。続きまして、７番～８番案件について、お願いします。

事　務　局　譲渡人が両名とも市外に居住しており、今後市内に戻り、耕作をする予定もないため、■■■■と協議をして話がまとまりました。特に問題ないと思います。

議　　長　はい、ありがとうございました。続きまして、９番～１１番案件について、お願いします。

事　務　局　譲渡人である■■■■は現在東京に在住で、年齢も高齢となったことから、今後市内にもどり耕作を行う予定もないとのことです。そのため、各譲受人と相談した結果、今後耕作・管理をしてくださるということで話がまとまりましたので申請に至りました。各案件とも特に問題ないと思います。

議　　長　はい、ありがとうございました。続きまして、１２番案件について、お願いします。

事　務　局　譲受人は新規就農者として市外より移住してきました。当該申請地は現在耕作しておらず、譲渡人も東京にいることから耕作を今後していく予定はありません。そのため、今回新規就農として耕作を行う譲受人へ農地を譲り渡すこととなりました。基本的に耕作が目的のため特に問題ないかと思います。

議　　長　はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見の代読は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（意見なし）

議　　長　ご意見ないようですので，採決に入らせていただきます。

ただ今の第１号議案農地法第３条許可申請、１番案件から１２番案件について、許可に賛成の方、挙手願います。

議　　長　はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。

続きまして第２号議案、農地法第４条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事　務　局　それでは議案資料３頁目をご覧ください。第２号議案農地法第４条許可申請についてご説明いたします。

【１番案件】

譲受人「邑久町豆田■■■■■　■■■　■■　■■」。土地の所在地は「邑久町豆田６０３」。地目は「田」。面積は３４８㎡。転用目的は「共同賃貸住宅」。施設の概要は「２階建　２棟　３０６．１９㎡」。建ぺい率は「３５．６０％」。農地区分は第２種農地で１０ａあたりの収量は米４８０ｋｇとなっております。資金は、借入金が■■円。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域外農地であります。資料９ページをご覧ください。邑上橋の交差点から南へ約２００ｍところに位置しております。

【２番案件】

譲受人「長船町牛文■■■■■　■■■　■■　■■」。土地の所在地は「長船町牛文２８６－２」。地目は「畑」。面積は１６３㎡。転用目的は「一般住宅」。施設の概要は「２階建　１棟　８２．６４㎡」。建ぺい率は「２９．４０％」。農地区分は第２種農地で普通畑となって

おります。資金は、自己資金が■　■円。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域外農地であります。資料１０ページをご覧ください。市立美和小学校から北西へ約７８０ｍところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議　　長　はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を事務局より代読します。１番案件について、お願いします。

事　務　局　１番案件についてご説明します。申請者には農業後継者がおらず、後々荒廃農地となる可能性が高く、近隣農家にも迷惑をかけてしまうだろうと考え、今回、共同住宅の建設を計画したとのこと。排水関係も問題ないです。周辺農地にも影響はありません。よろしくお願いいたします。

事　務　局　２番案件についてご説明します。申請者は隣接地に居住しており、この度申請地に離れをとして居宅を建築するとのことです。隣接地等の問題も特にありません。よろしくおねがいします。

議　　長　はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第２号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

（意見なし）

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

（全員賛同の声）

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第２号議案農地法第４条許可申請について、１～２番案件について許可に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議　　長　はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。

続きまして、第３号議案、農地法第５条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事　務　局　それでは議案資料４頁目をご覧ください。第３号議案農地法第５条許可申請についてご説明いたします。

【１番案件】

譲受人「邑久町尾張■■■■■■■　■■■　■■　■■」。譲渡人「岡山市北区富田町■■■■■■■■■　■　■■　■■　■■■■■■■　■■　■■」。土地の所在地は「邑久町尾張１２５８―７」。地目は「畑」。面積は１６１㎡。転用目的は「露天駐車場」。農地区分は第２種農地で普通畑となっております。資金は、自己資金が■■となっております。隣地への被害はありません。なお、所有移転に

るもので１０ａあたり[redacted]となっております。また、農用地区域外農地であります。資料１１ページをご覧ください。市立邑久保育園から南東へ約２１０ｍところに位置しております。

【２番案件】

借人「邑久町福中[redacted]」。貸人「邑久町福中[redacted]」。土地の所在地は「邑久町福中１５１－５」。地目は「田」。面積は５５㎡。「邑久町福中１５２－３」。地目は「田」。面積は４０５㎡。転用目的は「分家住宅」。施設の概要は「２階建　１棟　８１．３６㎡」。建ぺい率は「２３．００％」。農地区分は第１種農地で１０ａあたりの収量は米４２０ｋｇとなっております。資金は、借入金が[redacted]円となっております。隣地への被害はありません。なお、使用貸借権設定によるもので１０ａあたり無償となっております。また、農用地区域外農地であります。資料１２ページをご覧ください。大富郵便局から北へ約３４０ｍところに位置しております。

【３番案件】

借人「東京都品川区大崎１丁目１１－２　コンビニ経営事業　株式会社ローソン　代表取締役　竹増　貞信」。貸人「岡山県岡山市北区伊島町[redacted]」。土地の所在地は「邑久町本庄２０８２－３」。地目は「田」。面積は１，４３７㎡。「邑久町本庄２０８２－４」。地目は「田」。面積は１，２５０㎡。転用目的は「店舗」。施設の概要は「店舗　１棟　２０５．２５㎡」。農地区分は第２種農地で１０ａあたりの収量は米４２０ｋｇとなっております。資金は、自己資金が[redacted]円となっております。隣地への被害はありません。なお、賃貸借権設定によるもので１０ａあたり[redacted]となっております。また、農用地区域外農地であります。資料１３ページをご覧ください。本庄コミュニティセンターから北西へ約１００ｍところに位置しております。

【４番案件】

譲受人「岡山県和気郡和気町大中山１２４９番地　養鶏業　株式会社日本チャンキー　代表取締役　吉田　忠司」。譲渡人「東京都青梅市長淵１丁目[redacted]」。土地の所在地は「邑久町本庄３２９４」。地目は「田」。面積は９００㎡。「邑久町本庄３２９５」。地目は「田」。面積は８１㎡。「邑久町本庄３３０１－１」。地目は「田」。面積は２４６㎡。「邑久町本庄３３０２－１」。地目は「田」。面積は５９９㎡。譲渡人「岡山県岡山市北区京橋町[redacted]」。土地の所在地は「邑久町本庄３３０１－２」。地目は「田」。面積は３５１

㎡。「邑久町本庄３３０２－２」。地目は「田」。面積は６０７㎡。「邑久町本庄３３０８」。地目は「田」。面積は１２５㎡。「邑久町本庄３３０９」。地目は「田」。面積は１２９㎡。譲渡人「邑久町本庄[redacted]」。土地の所在地は「邑久町本庄３３０３」。地目は「田」。面積は６４５㎡。「邑久町本庄３３０４」。地目は「田」。面積は６７２㎡。「邑久町本庄３３０５」。地目は「田」。面積は６２１㎡。譲渡人「牛窓町長浜[redacted]」。土地の所在地は「邑久町本庄３３０６」。地目は「田」。面積は１，０５０㎡。譲渡人「牛窓町長浜[redacted]」。土地の所在地は「邑久町本庄３３０７」。地目は「田」。面積は９８４㎡。譲渡人「牛窓町長浜[redacted]」。土地の所在地は「邑久町本庄３３１０」。地目は「田」。面積は2，１５４㎡のうち1，１９１㎡。地目は「畑」。面積は2，１５４㎡のうち９６３㎡。転用目的は「孵化場敷地」。施設の概要は「事務所　3棟　２７０．５７㎡」「駐車場　４，５８２．７５㎡」「通路　１，４３３．２８㎡」「緑地　２，３５１．８５㎡」。農地区分は第２種農地で１０ａあたりの収量は米４２０ｋｇとなっております。資金は、自己資金が[redacted]円となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので１０ａあたり[redacted]となっております。また、農用地区域外農地であります。資料１４ページをご覧ください。㈱日本チャンキー瀬戸内孵化場から北東へ約１５０ｍところに位置しております。

【５番案件】

譲受人「邑久町山田庄[redacted]」。譲渡人「邑久町上山田[redacted]」。土地の所在地は「邑久町上山田１５２６－４」。地目は「田」。面積は１８６㎡。転用目的は「自己住宅」。施設の概要は「2階建　1棟　５８．３８㎡」。建ぺい率は「３１．３０％」。農地区分は第２種農地で１０ａあたりの収量は米４２０ｋｇとなっております。資金は、借入金が[redacted]円となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので１０ａあたり[redacted]となっております。また、農用地区域外農地であります。資料１５ページをご覧ください。県道牛窓邑久西大寺線から北へ約１００ｍところに位置しております。

【６番案件】

譲受人「長船町東須恵５４８番地１　農業　株式会社グリーンハウス代表取締役　岡竹　隆」。譲渡人「長船町飯井[redacted]」。土地の所在地は「長船町飯井１１０１」。地目は

「田」。面積は６０２㎡。「長船町飯井１１３０－１」。地目は「畑」。面積は２１２㎡。譲渡人「長船町土師■■■■■■■　■■■■　■」。土地の所在地は「長船町飯井１１０５」。地目は「田」。面積は３８１㎡。「長船町飯井１１０９」。地目は「畑」。面積は５２０㎡。「長船町飯井１１２３」。地目は「畑」。面積は１８７㎡。「長船町飯井１１３１－１」。地目は「田」。面積は１８０㎡。譲渡人「長船町飯井■■■■■■　■■■　■■　■■」。土地の所在地は「長船町飯井１１０７」。地目は「畑」。面積は６８８㎡。譲渡人「長船町飯井■■■■■■　■■　■■　■■」。土地の所在地は「長船町飯井１１０８」。地目は「畑」。面積は２１１㎡。「長船町飯井１１２６」。地目は「田」。面積は４２３㎡。譲渡人「長船町飯井■■■■■■■　■■■　■■　■■」。土地の所在地は「長船町飯井１１１０」。地目は「畑」。面積は３１０㎡。譲渡人「長船町飯井■■■■■　■■　■■　■■」。土地の所在地は「長船町飯井１１１６」。地目は「畑」。面積は２５７㎡。譲渡人「長船町飯井■■■■■■　■■　■■　■■」。土地の所在地は「長船町飯井１１２７－１」。地目は「田」。面積は６８６㎡。転用目的は「農地改良」。農地区分は農用地区域内農地で１０ａあたりの収量は米４２０ｋｇ。または、第１種農地で普通畑となっております。資金は、自己資金が■　■円となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので１０ａあたり■　■となっております。また、農地改良に伴う一時転用で期間はＲ３．７．１～Ｒ４．７．３１であります。資料１６ページをご覧ください。飯井の交差点から南東へ約６５０ｍところに位置しております。

【７番案件】

借人「長船町東須恵５４８番地１　農業　株式会社グリーンハウス代表取締役　岡竹　隆」。貸人「長船町飯井■■■■■　■■■■■■■　■■　■」。土地の所在地は「長船町飯井１１１７」。地目は「畑」。面積は６０１㎡。「長船町飯井１１１８」。地目は「畑」。面積は４３１㎡。「長船町飯井１１１９」。地目は「畑」。面積は６７０㎡。「長船町飯井１１２１」。地目は「畑」。面積は３５０㎡。転用目的は「農地改良」。農地区分は第１種農地で普通畑となっております。資金は、自己資金が■　■円となっております。隣地への被害はありません。なお、使用貸借権設定によるもので、農地改良に伴う一時転用で期間はＲ３．７．１～Ｒ４．７．３１であります。資料１７ページをご覧ください。飯井の交差点から南東へ約６５０ｍところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議　　長　はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を事務局より代読します。１番案件について、お願いします。

事　務　局　１番案件についてご説明します。譲受人である■■■■が申請地東側の居宅に居住するにあたり、駐車場が不足しているため申請地を駐車場として利用するたに申請をしました。周囲も建物に囲まれているため、特に影響もないと思われます。排水等についても特に問題なく、近隣農地等についても特に支障はありません。よろしくお願いいたします。

議　　長　はい、ありがとうございました。続きまして、２番案件について、お願いします。

事　務　局　２番案件についてご説明します。借人である■■■■は現在、両親、自身の家族、兄弟と同居しており、家が手狭となったため、隣地へ新居を建築したいとのこと。今後も継続して農業を家族で行う予定となっています。排水についても特に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議　　長　はい、ありがとうございました。続きまして、３番案件について、お願いします。

事　務　局　３番案件についてご説明します。当該申請地近隣の主要道路付近には現在コンビニ等の店舗が無く、主要道路沿線に駐車場を備えた施設がありません。そのため、今回、コンビニを建築するにあたり、近隣住民の利便性や運送ドライバー等の休息地として十分なサービスを提供できる立地条件を備えている当該地について申請を行ったそうです。
周辺地域はパイプラインが埋設されているが既存のパイプラインには影響が出ないような工事を行うとのことだったため、周辺農地への影響も問題がないかと思われます。また北側の残地部分についてはコンクリ舗装し雑草が生えないように処理するとのことです。

議　　長　はい、ありがとうございました。続きまして、４番案件について、お願いします。

事　務　局　４番案件についてご説明します。当該申請地周囲には現在家畜類の飼育や配送を行う事業所が無いため、防疫の面から適した立地で県道寒河本本庄岡山線の邑久インターを利用して広範囲に配送ができるため、当該地において申請しました。
また、当該施設建設にあたり、貯水池としての機能を残す構造であることにより周辺農地への影響も最小限に抑える設計となっているため問題ないかと思います。よろしくお願いいたします。

議　　長　はい、ありがとうございました。続きまして、５番案件について、お願いします。

事　務　局　５番案件についてご説明します。申請者は現在山田庄に居住しているが、この度、自己住宅を建設するにあたり土地を探していたところ、祖父から土地を譲ってもらう話があり当該申請に至ったそうです。また、合併浄化槽を設置するとのこと排水等にも影響も無く、勾配についても問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議　　長 はい、ありがとうございました。続きまして、６・７番案件について、お願いします。

事　務　局　６・７番案件についてご説明します。現在耕作放棄地になっている農地を含め、申請地をまとめて形質変更を行って畑として利用する目的で申請しました。本申請は農地改良に伴う一時転用ということで農地を農地として利用するため、特に問題はないと思います。よろしくお願いします。よろしくお願いいたします。

議　　長　はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第３号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

（意見なし）

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

（全員賛同の声）

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第３号議案農地法第５条許可申請について、１番案件から４番案件について許可に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議　　長　はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。

続きまして、第４号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について（利用権設定）ということで、事務局の説明をお願いします。

事　務　局　それでは第４号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料６頁目をご覧ください。

【第４号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】

以上、事務局からの説明を終わります。

議　　長　はい、ただ今の第４号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

（意見なし）

ご意見ないようですので、第４号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。

事　務　局　まず、今後の総会の予定を申し上げます。７月の通常総会につきましては、７月１３日木曜日に瀬戸内市役所　２階大会議室で開催予定となっております。８月の通常総会につきましては、８月１１日水曜日に瀬戸内市役所　２階大会議室で開催予定となっております。

議　　長　他にご意見・ご質問はありませんか。
それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和３年度６月の総会を閉会とさせて頂きます。
ありがとうございました。

（午前１０時００分　閉会）

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和３年６月１０日

議　　長

署 名 委 員

署 名 委 員